

「2017年度JICA-Netマルチメディア教材の新規制作業務」

(公告日：2017年5月10日／公告番号：国契-17-018) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	20-21	(1) 企画・制作対象の教材と制作チーム	教材①と②と⑦、教材③と⑧は取材対象国がダブっているため、教材間をまたいで同一期に取材するのがコストダウンにつながると思いますが、原課が想定する取材内容や取材相手・機関の調整を調整していただく（あるいは受注側で調整する）ことは可能ですか。取材想定時期の問題で、複数回の渡航が必須となる可能性が現時点であれば、教えていただきたい。	入札説明書でのチーム分けは、あくまで一例であり必ずしも同編成に縛られる必要はなく、最適な取材体制をご提案頂ければ結構です。取材相手・機関の調整は、受注者と発注者が共に行うことを想定しています。
2	20-21	(1) 企画・制作対象の教材と制作チーム	①～⑨について、発注側として想定する制作イメージ（現地実態取材やインタビューによる全編ビデオ製作、あるいはスライドなどの教材集がメインなど）	入札説明書「業務仕様書」の別紙3を参照ください。 （各教材の制作目的、概要、活用計画を記載）
3	別紙3	取材対象国	ルワンダ、インドネシアなど、外務省の渡航安全危険情報のレベル1、レベル2の地域も含まれるが、それらに抵触する市町、地域は取材対象の所在地に含まれますか。その場合、危機対応などでJICA本部や現地事務所の支援は受けられますか。	ルワンダ、インドネシアは全土がレベル1の地域とされているため、取材対象地はレベル1の地域に該当します。レベル2の地域は取材対象として想定していません。安全管理ブリーフィング等、安全対策の支援は可能な限り実施します。
4	業務委託契約書	海外での安全対策 第26条(1)	ここで規定されている海外旅行保険は、入札説明書28ページの表2「直接経費項目」の海外旅行保険費のことを言っていると理解しますが、契約書記載の「業務従事者の派遣事務を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保する場合は、この限りではない」と記載されているのは、どのような場合ですか。 また、その場合、死亡・後遺障害3000万円という条項が基準となって保険設定されると、業務従事者の生涯賃金補償という観点では、あまりにも安価だと思えますが、これについてももう少し具体的にお示しください。	「業務従事者の派遣事務を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保する場合」とは、発注者が海外旅行保険を含む海外派遣に係る諸経費を別途受注者に支給し、上記経費を契約金額に含まない場合を指します。従って、本件はこの限りではありません。また、死亡・後遺障害3000万円という基準については、受注者は死亡・後遺障害が発生した際に最低でも3000万円が補償される保険に加入いただく必要があることを示すものであり、補償額の上限を定めるものではありません。
5	業務委託契約書	業務災害補償等 第25条	昨今海外で頻発するテロ事件や人的被害については、受注者にとりましてスタッフの安全管理上、大変に危惧するところではございます。この条項ですと仮に人的被害にあった場合、一切の責任は受注者側にあり、発注者には一切の責任を免れると明記されているかと思えます。いささか違和感を感じますが、この文言通りであるとの認識で宜しいでしょうか。それとも例外もありませんでしょうか。	契約書案第25条の文言は、業務災害補償に関する条項であり、契約履行期間中に発生した受注者の負傷、疾病、障害又は死亡等によって生じた損失については、 発注者 は一切の責任を負いかねることを示すものです。発注者が受注者の全行動を把握し、安全管理を行うことは現実的ではないため、受注者は契約書案第26条に定める必要な安全対策を講じることにより、自己の責任において業務を実施していただくことを想定しております。ただし、契約書案第26条に定める通り、海外における緊急時及び特別な必要性が認められる場合には、発注者は受注者の安全確保のための措置を命ずることがあります。
6	P30 P31	第3 技術提案書の作成要領	P30の1. 業務提案書の構成と様式(2) 業務の実施方針等の記載はウまでですが、P31の(2) 業務の実施方針等の記載はエまであります。その相違についてお聞き致したく。	入札説明書P30の1. 業務提案書の構成と様式(2) 業務の実施方針等の記載に「エ. マルチメディア教材の企画の提案」を追加します。
7	P30 P32	第3 技術提案書の作成要領	P30の1. 業務提案書の構成と様式(3) 業務従事者の経験・能力等の記載はウまでですが、P32の(3) 業務従事者の経験・能力の記載はエまであります。その相違についてお聞き致したく。	入札説明書P32(3) 業務従事者の経験・能力の記載エについては、想定される業務従事者に外国籍の人材が含まれる場合にのみ適用されるものです。上記に該当する場合は、P32(3)「業務従事者の経験・能力の記載」エで指定される書類を技術提案書に添付ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
8	P27	9. 入札金額の算出について	契約期間中に定額計上した直接経費の増額が必要となる場合には、受注者・発注者双方で協議し、当該部分についての増額の変更契約を行うため、不足が見込まれる場合には、速やかに発注者に報告することとありますが、契約期間中に取材予定地の変更及び海外・国内の取材全日数に変更が生じる可能性もあるということでしょうか。また、これらの変更が契約締結後に生じた場合についてもお聞き致したく。	契約履行期間中、取材予定地の変更はありませんが、海外・国内取材日数が変更となる可能性があります。変更により直接経費の増額が必要となった場合には、受注者からの要請に応じて契約金額増額の変更契約を行います。
9	P14 P27	17. 情報の公開について 9. 入札金額の算出について	昨年度の同案件は、テレビ朝日映像株が¥63,180,000-で落札していますが、この金額に20,740千円（消費税を除く）を定額（上限定額）とする直接経費は含まれているのでしょうか。	昨年度は本件とは異なる条件で一般競争入札に付しています。昨年度の入札金額の積算方法については、入札説明書をご覧ください。 (https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/ku57pq00001qngod-att/temp1of915078.pdf)
10	P6	(2) 共同企業体・再委託について	当業務の受注者は、委託契約または請負契約のどちらでしょうか。	契約書案の通り、業務委託契約を想定しています。
11	P6	(2) 共同企業体・再委託について	共同企業体と再委託の定義について、もう少し具体的に教えて下さい。	共同企業体及び再委託の定義については、入札説明書に記載の通りです。業務の規模が大きく一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保できない場合や、業務の内容が広範囲に渡るため、業種又は分野ごとで得意な社同士が連帯責任のもと業務を行う場合に結成する団体が共同企業体となります。したがって、共同企業体を構成する社はすべてJICAとの契約関係にあります。他方、受注者が業務の一部を再委託する際、再委託先と契約を結ぶのは受注者であり、JICAは再委託先との契約関係にありません。

以上